三　法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用される法第十七条若しくは法第十八条第一項の規定による措置を求めようとし、若しくは措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。

四～十　（略）

（法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用される法第十七条の措置）

第六条　（略）

（男女雇用機会均等推進者の選任）

第七条　事業主は、法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用される法第十九条に規定する業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を男女雇用機会均等推進者として選任するものとする。

（主任調停員）

第八条　地方運輸局長（運輸監理部長を含む。第十条及び第十七条において同じ。）は、法第三十七条第三項の規定により合議体を構成する調停員のうちから、法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第一項に規定する紛争についての調停を行うための会議（以下「機会均等調停会議」という。）を主任となつて主宰する調停員（以下「主任調停員」という。）を指名する。

2　（略）

（機会均等調停会議）

第九条　（略）

（調停の申請）

第十条　法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第一項の調停（以下「調停」という。）の申請をしようとする者は、調停申請書（別記様式）を当該調停に係る船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出しなければならない。

（調停開始の決定）

第十一条　（略）

三　法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十二条若しくは法第十三条第一項の規定による措置を求めようとし、若しくは措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。

四～十　（略）

（法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十二条の措置）

第四条　（略）

（男女雇用機会均等推進者の選任）

第四条の二　事業主は、法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十三条の二に規定する業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を男女雇用機会均等推進者として選任するものとする。

（主任調停員）

第五条　地方運輸局長（運輸監理部長を含む。第七条及び第十四条において同じ。）は、法第三十一条第三項の規定により合議体を構成する調停員のうちから、法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項に規定する紛争についての調停を行うための会議（以下「機会均等調停会議」という。）を主任となつて主宰する調停員（以下「主任調停員」という。）を指名する。

2　（略）

（機会均等調停会議）

第六条　（略）

（調停の申請）

第七条　法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項の調停（以下「調停」という。）の申請をしようとする者は、調停申請書（別記様式）を当該調停に係る船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出しなければならない。

（調停開始の決定）

第八条　（略）

（関係当事者等からの事情聴取等）

第十二条　法第三十七条第五項において読み替えて準用する法第二十六条の規定により調停員から出頭を求められた者（第三項において「出頭者」という。）は、主任調停員の許可を得て、補佐人を伴つて出頭することができる。

2～4　（略）

（文書等の提出）

第十三条　（略）

（調停手続の実施の委任）

第十四条　調停員は、必要があると認めるときは、調停の手続の一部を特定の調停員に行わせることができる。この場合において、第九条第一項及び第二項の規定は適用せず、第十二条の規定の適用については、同条中「主任調停員」とあるのは、「特定の調停員」とする。

（関係労使を代表する者の指名）

第十五条　調停員は、法第三十七条第五項において読み替えて準用する法第二十七条の規定により意見を聴く必要があると認めるときは、当該調停員を指名した所轄地方運輸局長の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体に対して、期限を付して関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者の指名を求めるものとする。

2　（略）

（調停案の受諾の勧告）

第十六条　（略）

（権限の委任）

第十七条　法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十五条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、所轄地方運輸局長が行うものとする。

別記様式（第10条関係）

（略）

（関係当事者等からの事情聴取等）

第九条　法第三十一条第五項の規定により読み替えて準用する法第二十条の規定により調停員から出頭を求められた者（以下「出頭者」という。）は、主任調停員の許可を得て、補佐人を伴つて出頭することができる。

2～4　（略）

（文書等の提出）

第十条　（略）

（調停手続の実施の委任）

第十一条　調停員は、必要があると認めるときは、調停の手続の一部を特定の調停員に行わせることができる。この場合において、第六条第一項及び第二項の規定は適用せず、第九条の規定の適用については、同条中「主任調停員」とあるのは、「特定の調停員」とする。

（関係労使を代表する者の指名）

第十二条　調停員は、法第三十一条第五項の規定により読み替えて準用する法第二十一条の規定により意見を聴く必要があると認めるときは、当該調停員を指名した所轄地方運輸局長の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体に対して、期限を付して関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者の指名を求めるものとする。

2　（略）

（調停案の受諾の勧告）

第十三条　（略）

（権限の委任）

第十四条　法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十九条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長が行うものとする。

別記様式（第7条関係）

（略）